

The Libel by the criticism on the Internet  
Graduate School of Humanities & Social Science, Tsukuba University  
Hoshino, Yutaka

---

インターネット 論評 名誉毀損 社会的評価 情報収集

---

## 1. 本発表の目的と課題

インターネット上の論評は、従来の手段による論評と比べて、情報の発信・受信双方の側面について格段に使い勝手が良くなっている分、従来なら生じなかったような法的問題点を惹起する可能性がある。本発表では、研究者の学会報告に対して、他の研究者がインターネット上で行った論評に対し、報告した研究者が名誉毀損であると主張して訴訟を提起した事件（横浜地判平成 19 年 3 月 30 日平成 17 年(ワ)914 号・3375 号判例集未登載）を題材として、インターネット上における論評の特徴とそこから生じうる名誉毀損の成立可能性及びその問題点について、専ら法律学的観点から検討を加えてみたい。

## 2. 事案の概要

Xは、国立A大学の教授であり、平成 13 年度から同 15 年度にかけて、化学物質の環境リスクに関する文部科学省特定領域研究班の代表を務めていた。Yは、国立B大学、同C大学教授を経て、本件当時、独立行政法人D研究所化学物質リスク管理研究センター長を務めていた。Yは、平成 10 年 9 月にYの氏名（右 □ 内）を冠した「〔Y〕のホームページ」（以下「本件ホームページ」という）を開設して運営しており、平成 17 年 3 月当時における本件ホームページへのアクセス数は、累計 80 万人を超えていた。

Yは、平成 16 年 12 月 15 日から 17 日まで開催された環境省主催の「第 7 回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム」（以下「本件シンポジウム」という）の第 6 セッション「リスクコミュニケーション」の座長を務めた。Xは、同セッションにパネリストとして参加し、新聞記事などをスライドで示して、意見発表を行った。

Yは、本件シンポジウムの終了後である同年 12 月 24 日、本件ホームページ上に、「雑感 286-2004. 12. 24『環境省のシンポジウムを終わって—リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任—』」と題する記事（以下「本件記事」という）を掲載し、その中で、「最初の情報発信に気をつけよう」という小見出しの下、Xの氏名や所属大学・研究科名（下記 □ 内）を挙げつつ、以下の記載を行った。

①「パネリストの一人として参加していた、〔A〕大学〔E〕研究科教授の〔X〕さんが、新聞記事のスライドを見せて、『次はナノです』と言ったのには驚いた。要するに環境ホルモンは終わった、今度はナノ粒子の有害性を問題にしようという意味である。」  
(以下「本件記載①」という)

②「スライドに出た記事が、何新聞の記事かは分からなかったし、見出しも、よく分

からなかった（私の後ろにスクリーンがあり）ナノ粒子の有害性のような記事だったが、詳しくは分からなかった（読みとれなかった）。」「その論文だと思ったのだが、帰宅して新聞記事検索をかけると、New York Times などには出てくるが、日本の一般紙には出ていない。したがって、別の論文の紹介のようである。その内容がどういうものかは分からないのだが、いずれにしろ、こういう研究結果を伝える時に、この原論文の問題点に触れてほしい。」「学者が、他の人に伝える時、新聞の記事そのままではおかしい。新聞にこう書いてあるが、自分はこう思うとか、新聞の通りだと思ふとか、そういう情報発信こそすべきではないか。情報の第一報は大きな影響を与える、専門家や学者は、その際、新聞や TV の記事ではなく、自分で読んで伝えてほしい。でなければ、専門家でない。」（以下「本件記載②」といい、本件記載①と②とを併せて「本件各記載」という）

Xは、翌平成 17 年 1 月 17 日頃、知人から聞いて本件記事を読み、本件記事には事実と異なった記載があり、名誉を毀損されたと感じたため、Y に対し抗議のメールを送った。これに対し Y は、同年 1 月 20 日付けで、本件ホームページ上に「謝罪」との表題で、本件記事に対する抗議を受けたこと、これには自らに非があると考えており、再度検討して自分の考えを発表するつもりであることを記載して、本件記事を削除すると共に、X に対しても、後日落ち着いてから再び返事をする旨をメールで伝えた。一方、X は、本件ホームページ上には、本件記事を削除した理由や詳しい経緯について記載されていなかったため、未だ名誉回復はされていないと考え、Y からの応答を待つことにした。

その後、X は、同年 3 月 15 日、Y からメールを受け取ったが、その内容は、X が示した新聞記事が手に入らないためファックスしてほしいというものであったため、Y が X の名誉回復措置を採るつもりはないものと考え、同月 16 日、本件訴訟を提起した。

本件は以上の経緯により、X が Y に対し、本件各記載により名誉を毀損されたと主張して、不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用計 330 万円の支払を求めると共に、本件ホームページ等への謝罪文の掲載を求めたものである（本訴・914 号事件）。なお、X は、訴訟提起に際し、本件提訴に到った事情や理由、X の見解等をプレスリリースとして報道関係者に公表している。これに対して Y は、本件各記載は名誉毀損に当たらないとして X の請求を全面的に争うと共に、X による訴訟提起は不当訴訟に当たるとして、慰謝料及び弁護士費用計 330 万円の支払を求めた（反訴・3375 号事件）。

### 3. 判決要旨

本訴・反訴とも請求棄却。

(1) 「ある特定の記事中の記載が、人の社会的評価を低下させ、名誉毀損となるかについては、当該記載の文言だけではなく、表現方法並びに記事全体の構成、内容、趣旨及び目的等を総合的に検討した上で、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである。」そして、本件記事が掲載されたホームページの性格、本件記事の構成、本件記事における Y の前提的認識や基本的主張の内容から認められる本件記事の趣旨及び目的からすれば、「一般の読者は、本件記事を、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任について Y 個人の意見を公表したものとして受け止めると認められるから、本件記事中に X に対して否定的評価を加える記載部分が含まれていたとしても、これが直ちに X の社会的評価を低下させるとすることはできない。」

(2) 本件記載①は、「Xが環境ホルモン問題は終わったと考えてナノ粒子に関心を移し、新聞記事を示して、「次はナノです」という趣旨の発言をしたという印象を読者に与えるものであるということが出来るけれども、それ以上に、Xが環境ホルモン騒動の責任を取らないままに、新たな危険情報を発信しているという印象や、Xが研究対象を次々と変更する学者であるかのような印象を与えるものではない。」「また、一般的に言って、このような印象は、Xに対する否定的評価を含むものではないから、本件記載①が直ちにXの社会的評価に影響を及ぼすものでもない」。

次に、本件記載②は、Xの本件シンポジウムにおけるプレゼンテーションの仕方が学者として不適切であったという印象を与え、「学者が、他の人に伝える時、新聞の記事そのままではおかしい。」との記述が続くことからすれば、「一般の読者がXについて否定的な印象を受けることは否定できない。」しかし、本件記事の趣旨及び目的に照らせば、「Xに関する記述部分は、Yが自己の見解に基づき、リスクコミュニケーションに問題がある一事例として挙げたにとどまるものとみることができ」、「また、Xが本件シンポジウムにおいて発表する際に、原論文を読んだ上で自分の意見を加えなかったということ自体は、必ずしもXの社会的評価を低下させるものではなく、」かつ、「本件記載②が批判の対象としているのは、あくまで本件シンポジウムにおける特定のプレゼンテーションの在り方であり、Xの研究者としての資質を批判するものではなく（なお、同記載中には、「でなければ、専門家でない。」という断定的な表現が用いられていて措辞穏当とはいえないが、……あくまで学者の発表方法についての一般論として記載されたと認めるのが相当であり、これをXのみに対する非難であるとすることはできない。）、……Xが新聞記事を鵜呑みにしたという印象までも与えるということとはできない」。

「以上のとおり、本件各記載によって、Xの研究者としての社会的評価は低下しないか、仮に低下したとしても、その程度は軽微なものであり、名誉毀損を構成するには至っておらず、Yについて、名誉毀損による不法行為は成立しない」。

(3) 「Xは、環境ホルモン問題には未解明な問題が多く、引き続き研究を続けていく必要性が高いと考えていたこと、本件シンポジウムにおいて、……環境ホルモン問題は終わったという趣旨の発言はしていないことがそれぞれ認められる。」しかし、本件記載①は、「Xが環境ホルモン問題は終わったと考えてナノ粒子に関心を移したという印象を与えるものであり、Xが実際に「考えていたことに反する内容となっている」。また、本件記載②は、「多少なりともXについての否定的な印象を与えるものであるから、本件各記載によって名誉を毀損されたというXの主張には相当の理由があ」り、Xによる本件訴訟提起が「裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであったとまでいうことはできない。」

#### 4. 問題点の検討

本件は、インターネット上のホームページにおける研究者相互間の論評が、名誉毀損に当たるか否かが争われたものである。本発表では、本件で行われたインターネット上の論評の特徴と問題点とに焦点を絞ったうえで、主に法律学的な観点から、今後の議論の展望を含めてごく簡単に私見を述べてみることにしたい。

インターネットの普及による論評の性格の変化は、要するに、誰でも他人からの制約や

介入なしに自己の意見を、相手方に対してのみならず、広く第三者に対して発信することが可能となった点に集約されるように思われる。すなわち、従来手段では、相手方に対して直接自己の見解を伝えたとしても、それが同時に第三者に対しても公開されることは稀であり、かつ、自己の意見を第三者に対して公表することができる媒体が極めて限定されていたうえ、公表前に編集者ないし管理者等の特定の第三者の目に内容が明らかになっていたことから、「一般人」であると「専門家」であるとを問わず、いわば「選別された見解」のみが、第三者の目に触れるに過ぎなかったものと言える。これに対し、インターネット上の論評は、公表に際して第三者からの制限や介入が基本的にかからず、かつ、一旦公表された見解は元になった記事が削除された後でも広く流布する可能性が高いため、名誉毀損の成否が争われる事件が増加する可能性が高いことはもとより、その救済方法に関しても、改めて議論する必要が生ずること自体は、否定できないように思われる。

もっとも、上記のことから、インターネット上の論評内容が名誉毀損を構成するか否かについての法律上の判断基準に対して、何らかの影響が及ぼされるかについては、さらに多方面からの検討が必要である。特に、論評を公表するに際して、発信者がどの程度の情報収集を行うべきであると考えるかは、個々の発信者が利用可能な情報収集手段が区々であることと相俟ち、大いに議論となりうるところであろう。個人の自由な見解の表明の機会をできる限り確保することが健全な社会の発展のために必要であると考えられる立場からすれば、インターネット上の個人の論評に対して、報道機関と同様の情報収集を行うべきことを要求することは酷であるとの見解は当然成り立ちうるし、上記のとおり、第三者からの検討を経ずに広く発信されるインターネット上の論評の性格と当該論評の及ぼす実質的な影響とを重視するならば、発信者が個人であっても相当の情報収集を要求することが、安易な論評による名誉毀損の発生を防ぐこととなる、との見解にも説得力がある。

なお、本件について、上記のような論評公表者の情報収集という観点からすると、XとYとが個別に連絡を取り合うことが可能であったことまで考慮するならば、Yの本件記事が十分な情報収集を経ることなく公表されたとの印象は否定できない。裁判所は、本件記事の趣旨を、Yによる一般論としての意見を公表するものと認定し、Xに対する批判的記述は例示に過ぎず、かつ、そのことでXの社会的評価は低下しない、と判示しているが、記事中にXの氏名が明記され、かつ、その他の事例が同様に例示されていないことを強調するのであれば、当該記事がXに対する批判を主に構成されていると解釈することも、不可能ではないように思われる。また、「研究対象を次々と変更する」ことや、「プレゼンテーションの方法が適切でない」ことをどの程度社会的評価として重視するかは、立場や事情により相当程度異なることが予測され、研究者間の論評であることを強調した場合に、Xの社会的評価が低下しないと断言できるかは、やや微妙であるように思われる。

本件は、従来法律学の観点からすれば、名誉毀損の成否が争われた一事例に過ぎず、裁判所の判断枠組みも従来通説判例に従ったものではあるが、上記のような新たな問題点が生ずる可能性が高いと考えたことから、本発表において紹介のうえ、今後の議論の発展を強く期待する次第である。

(参考サイト) 「環境ホルモン濫訴事件：中西応援団の記録」

<http://www.i-foe.org/kankyo-hormone/index.html>